

同窓会規約

熊本歯科技術専門学校

歯科衛生士科同窓会すずらんの会

熊本歯科技術専門学校歯科衛生士科同窓会規約

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は、熊本歯科技術専門学校同窓会と称し、事務局を熊本市中央区本荘 3 丁目 1 番 6 号 熊本歯科技術専門学校内に置く。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会は、会員相互の情意を厚くし教養を深め、母校の発展を助け、進んで社会公共の福祉増進のために尽くすを以って目的とする。

第 3 章 会 員

第 3 条 本会の会員は次のとおり定める。

1. 正会員
2. 客員（特別会員）

正会員とは、熊本歯科技術専門学校の卒業生である。

客員（特別会員）とは、熊本歯科技術専門学校の現旧役員並びに教職員で被選挙権は有しない。又会員納入の義務を有しない。

第 4 章 組 織 お よ び 機 関

第 4 条 本会は第 3 条に定める会員を以って組織する。

第 5 条 本会に次の機関を置く。

1. 総会
2. 代議員会

第 6 条 総会

第 1 項 総会は、本会の最高議決機関で通常総会及び臨時総会とする。

1. 通常総会は、毎年 5 月に行う。ただし時宜によりその時期を変更することができる。
2. 臨時総会は、会長又は代議員会が必要と認めた場合、会長招集してこれを行う。
3. 臨時総会は、開催日の 10 日前まで前会員に対し会議の目的、内容、日時、場所を文章により告知して行う。

第 2 項 総会は、出席者総数を以って成立し、出席者は 1 人につき一票ずつの決議投票権を有する。決議は出席者の過半数の賛同がなければ成立しない。

第 3 項 次の事柄は総会において議決しなければならない。

1. 規約の制定及び改正
2. 役員・代議員の選任
3. その他必要事項

第 7 条 代議員会

第1項 代議員会は、総会より次期総会までの間の代行機関で会長が必要と認めたとき、これを招集する。

第2項 この項は第6条第2項を一切準用する。

第3項 代議員は、役員並びに各卒年中より2名の代表者を選出、任期を2年とする。ただし再任を妨げない。

第 5 章 役 員

第 8 条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 庶務 2名
4. 会計 2名
5. 監事 2名
6. 学術 3名

第 9 条 会長はすべての会合を主宰し本会を代表する。

第10条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

第11条 庶務は議事の収録、書類の整理保管、会合の通告、その他必要な通信または連絡事項を掌る。

第12条 会計は本会における一切の会計事務を掌る。

第13条 監事は本会の会計を監査する。

第14条 本会の役員は、通常総会において役員会より選考された候補者又は当総会席上において推薦された候補者の中から選挙する。

第15条 本会役員の任期は2ヵ年とし再選を妨げない。

第16条 本会に名誉顧問を置くことができる。

1. 名誉顧問は、役員会で本学園の現旧校長を推举する。

第 6 章 会 計

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日を以って終わる。

第18条 本会の経費は次の収入以って充てる。

1. 会費
2. 寄付金
3. 雜収入

第19条 本会の収支決算は総会に報告し、その承認を受けなければならない。

第20条 会費は終身会費10,000円を卒業時に納入する

第 7 章 雜 則

第21条 本規約を施行するにあたり、別に細則を定めることができる。

付 則

この規約は、平成5年8月1日より施行する。

この規約は、平成24年4月1日より施行する。

熊本市政令指定都市移行による学園所在地表示の変更